

令和4年度 新潟県自然エネルギーの島構想実現に向けた
太陽光発電・電気自動車等導入促進事業補助金 公募要領
(令和4年9月15日更新)

1 目的

佐渡島及び粟島における再生可能エネルギーの導入拡大及びカーボンニュートラルの達成（自然エネルギーの島構想実現）を図るため、太陽光発電設備や電気自動車等を導入した者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助対象者の要件

佐渡市若しくは粟島浦村に事業所を置く法人格を有する民間団体若しくは個人事業者、又は補助事業に参画して PPA 事業を行う法人格を有する民間団体若しくは個人事業者のうち、以下の3点に同意する者。

- (1) 事業完了時に、実績報告の内容を知事又は知事が指定する者（以下、「知事等」という。）に提出し、その報告内容を知事等が広く公開すること。
- (2) 事業完了後、知事等が別に指定する定期報告を、知事等に3年間提出し、その報告内容を知事等が広く公開すること。
- (3) 県が開催するセミナー等での成果事例発表等に協力すること。

3 補助対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業であること。

(ア) 太陽光発電設備、電気自動車等を新たに導入する事業。

※電気自動車等の導入については、太陽光発電設備を既に設置していること又は新たに導入することを要する。

(イ) 本事業で導入する太陽光発電設備又は既設の太陽光発電設備の定格出力（増設する場合は増設後の定格出力）（※1）が、10kW（※2）以上である事業。

※1：既設の太陽光発電設備は、本事業における補助対象設備等の要件を満たすものとする。ただし、既設の太陽光発電設備が自己所有の場合は、「4. 補助対象設備等の要件」に掲げる①、⑥の要件を満たさなくて良い。また、既設の太陽光発電設備がオンサイト PPA モデルの場合は、「4. 補助対象設備等の要件」に掲げる①、④、⑥の要件を満たさなくて良い。

※2：「太陽電池出力(kW)」は、太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値とする。

(ウ) 本事業で導入する太陽光発電設備の設置場所と電気自動車等の使用の本拠の位置が同一又は隣接地であることが確認できること（太陽光発電設備のみを導入する場合は除く）。

4 補助対象設備等の要件

(1) 太陽光発電設備に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす太陽光発電設備であること。

- ① 導入する太陽光発電設備の定格出力が10kW以上であること。

- ② 佐渡市又は粟島浦村の事業所に設置すること。
- ③ 「自家消費」又は「オンサイトPPAモデル」を目的として設置すること。
- ④ (オンサイトPPAモデルによる事業の場合) 需要家とPPA事業者との契約で補助金額がサービス料金の低減等により需要家に還元されるものに限る。
- ⑤ 太陽光発電設備の発電電力量が計測できる機器を設置すること。
- ⑥ 中古品で無いこと。
- ⑦ 対象設備により、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT(固定価格買い取り制度)またはFIP(Feed in Premium)制度等による売電を行わない事業。
- ⑧ 住宅または住居施設への設置は不可とする。
- ⑨ 国内の販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、補助対象とする。

※「オンサイト PPA モデル」を活用して太陽光発電設備を導入した場合、補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類(需要家と PPA 事業者との契約書、覚書など)の提出を必須とします。

(2) 電気自動車等に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす電気自動車等であること。

- ① 令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業の「(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額」で掲げる車種(クリーンディーゼル自動車に分類される車種を除く)。
<http://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html>
(一般社団法人次世代自動車振興センターHP)
- ② 登録時期が初度登録であること(新車であること)。
- ③ 当該補助金による電気自動車等の購入・新規登録等が、令和5年2月28日までに完了すること。
- ④ 使用の本拠の位置が佐渡市又は粟島浦村であることが確認できる車両であること。
- ⑤ 新潟県内の販売店等から購入する車両であること。
- ⑥ (自動車検査証の交付を受ける車両の場合) 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「事業用」の車両でないこと。
- ⑦ 自動車販売業者が販売促進活動(展示・試乗等)に使用する車両でない

こと。

5 補助対象経費及び補助額等（消費税は補助対象外とする）

（1）太陽光発電設備に関する事項

費 目	内 容	対 象 外	補助額等
設計費	対象設備等の設置に係る設計に要する経費		本事業で導入する太陽光発電設備の定格出力1kWあたり4万円（消費税及び地方消費税は含まない）
設備費	対象設備等の購入、製造等に要する経費	土地の取得及び賃借に係る費用、中古品等	
工事費	補助事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に要する経費	建屋の建設費、既存構築物及び設備の撤去費、土地造成、整地、消雪パイプ等の二次利用目的のための削井及び地盤改良工事に準じる工事費	
その他経費	事業実施に必要な経費	電力会社との工事費負担金	

（2）電気自動車等に関する事項

費 目	対 象 外	補助額等
車両本体購入費	中古車、メーカーオプション、ディーラーオプション	<ul style="list-style-type: none">・クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程（CEV規程）に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（センター）が実施する補助事業において定めた車種ごとの補助金交付額（消費税及び地方消費税は含まない）。・金額の上限は1台あたり95万円とする。・本事業で導入する太陽光発電設備又は既設の太陽光発電の定格出力（増設する場合は増設後の定格出力）10kWあたり1台までとする。

6 事業期間

補助事業の期間は、交付決定の日^{*1}から令和5年2月28日（火）^{*2}までとする。

※1 後述の交付決定前事業着手承認を受けた場合はその承認を受けた日

※2 補助事業を完了する必要がある

交付決定日より前に着手した事業は対象とならない（見積徴収等の契約準備作業は除く）。

なお、緊急又はやむを得ない理由で交付の決定前に補助事業に事前着手を行うことを可能とするが、補助金交付要綱で定める補助金交付申請書（第1号様式）とあわせて交付決定前事業着手承認申請書（第2号様式）を提出し、知事等から交付決定前事業着手承認を受けた事業に限る。

その場合、当該承認を受けた日以降に着手した事業は補助対象となるが、その後には交付決定されなかった場合は対象とならない。

7 交付申請書の提出

1事業所1申請までとする。

また、オンサイト PPA モデルにより太陽光発電設備を導入する場合は、太陽光発電設備に関する事項については PPA 事業者が申請者として申請すること。

(1) 提出書類

提出書類	補助対象設備等		
	太陽光発電及び電気自動車等	太陽光発電設備のみ	電気自動車等のみ
補助金交付申請書 (第1号様式)	○	○	○
補助事業の実施計画書 (第1号様式別紙1-1)	○	○	×
補助事業の実施計画書 (第1号様式別紙1-2)	○	×	○
補助事業の経費配分書 (第1号様式別紙2)	○	○ ((1) 太陽光発電設備に関する事項欄のみ記載)	○ ((2) 電気自動車等に関する事項欄のみ記載)
上記で提出が必要な書類に記載された添付書類	○	○	○

(2) 提出期間

令和4年11月30日(水) 17時15分まで(必着)

(3) 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る)で提出すること。

※ 持参する場合は、業務時間内(土日・祝祭日を除く8時30分から12時まで及び13時から17時15分まで)に訪問すること。

(4) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県産業労働部創業・イノベーション推進課新エネルギー資源開発室

電話 : 025-280-5257 FAX : 025-280-5508
E-mail : ngt050030@pref.niigata.lg.jp

※公募開始後、補助金執行業務の委託先（交付要綱でいう「知事が別に定める者」。以下、「執行団体」という。）が決定し、執行団体の申請受付体制が整った日から当該業務委託終了日まで、各種申請書等の宛名及び提出先は執行団体宛てに変更することとする。なお、執行団体による受付開始日や各種申請書の提出先等については、県のホームページにて公表する。

8 公募スケジュール

令和4年8月22日（月） 公募開始

令和4年11月30日（水） 補助金交付申請書提出期限

※ 申込受付は先着順。随時交付決定。

9 その他

- ・ 事業の審査等のため、補助金交付申請や交付決定前事業着手承認申請書を受理した後、申請者に対して説明や追加資料等を求める場合がある。